先着順による町有財産（土地）の売却

左記町有財産は、すでに一般競争入札を実施したが、売払相手方が決まらなかったため、先着順により売払います。

1. 物件名　かがみの園跡地

物件所在地	地目 台帳	地目 現況	地積（㎡）
鏡野町竹田字種石814-3番地	雑種地	宅地	2,317
鏡野町竹田字種石814-6番地	雑種地	宅地	242

※一括売却とし、分割しての売却はいたしません。

2. 契約相手方の決定

鏡野町があらかじめ設定した予定価格（非公開）以上で、最初に申込みされた方を契約相手方として決定します。

3. 申込方法

公有財産払下申請書を、鏡野町役場総務課に請求し、総務課へ直接持参してください。

受付時間　午前9時～午後5時

ただし、土・日曜日（祝祭日）及び年末年始の閉庁日を除く。

4. 契約の締結

契約相手方として決定した日から14日以内に契約を締結していただきます。

5. 売買代金の納入

売買代金は契約締結日から20日以内に全額納付していただきます。

6. 所有権登記

所有権移転登記は買受人に行っていただきます。

7. 現地説明会

買受を希望される場合は、必ず現地にて物件をご確認ください。希望者には、随時現地説明を実施致しますので、左記問い合せ先にご連絡ください。

8. その他

申込み等に要する経費（契約時に添付する印紙代、不動産所有権移転登記に必要な登録免許税等）は買受人の負担とし、その他必要事項は町長が別に定めます。

お問い合せ先　鏡野町　総務課　電話(0868)54-2111(代表)
FAX(0868)54-2891(代表)
メール　kanzai@town.kagamino.lg.jp

「健康のむらづくり事業」への取り組みを募集します！

健康のむらづくりを目指して、連絡区長単位で取り組む活動に補助金を交付し、健やかで安心して生活できる地域づくりを応援します。

●対象となる事業

連絡区長単位及びその集合体で組織する団体で取り組む健康づくり事業

●申請期限　平成25年4月30日(火)期限厳守

●実施期間　（基本）平成25年4月1日～平成26年3月31日

●補助金

〔補助基準〕

・補助金は**年間16万円**までとする。

・事業区分ごとに、1回（1日）実施で**2万円以内**、2回（2日）実施で**3万円以内**、3回以上（3日以上）実施で**4万円以内**とする。

〔注意事項〕

・補助の対象は、スポーツ大会等の景品代、飲料代、施設使用料、健康教室等の講師料、材料代、料理教室での原材料費（既製の惣菜等は対象外）を基本とします。

できあいの弁当、惣菜等、アルコール類、商品券・図書券等の金券は対象外になります。

講師の謝礼については、必ず簡単な講師経歴書を添えてください。また、町より委嘱されている愛育・栄養委員などは対象になりません。

・実績報告の際には、実施内容のわかる写真と**領収書の原本の写し**を提出してください。

ただし、購入明細の印字された領収書のみを対象とし、**明細のないもの、領収書に後から手書きで明細を記入したものは対象外**とします。

料理教室については、献立表を添付してください。

ゴミ拾いを兼ねたウォーキング、納涼祭等の地域行事の中のひとつとして実施するものは対象としませんので、ご注意ください。

・事業の内容を変更するとき又は事業を中止するときは、変更（中止）承認申請が必要となりますので、事前にご連絡ください。

補助の対象となる事業例

事業区分	活動の具体例	備考
健康教室	健康に関する講演会及び学習会等 （高血圧予防、介護予防、認知症予防、転倒予防、腰痛予防、救急講習など）	・同日に料理教室と体操教室等、2種類の事業を実施した場合は、1事業とします。 ・継続した各種教室等は、1事業とします。
料理教室	各種料理教室 （減塩食、生活習慣病予防、子供、親子、男性、山菜、伝統食、行事食など）	
運動、体操、スポーツ	地域でのウォーキング・スポーツ交流・運動会 各種の運動教室・体操教室 （3B体操、親子体操、ゲートボール、グラウンドゴルフ、輪投げ、レクリエーションなど）	
その他	町長が特に必要と認めるもの	

お問い合せ先　鏡野町　保健福祉課　電話(0868)54-2986